最終更新日：2020年3月2日
株式会社ＵＡＣＪ
代表取締役社長　石原　美幸
問合せ先：法務部　TEL 03-6202-2600（代）
証券コード：5741
https://www.uacj.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社の企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関する基本的な考え方は、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会など様々な利害関係者（ステークホルダー）との関係における企業経営の基本的枠組みのあり方と考えております。すなわち、社会的に有用で安全性に充分配慮した製品、技術及びサービスを開発し、市場へ提供することによって、顧客・取引先の信頼を獲得するとともに、企業価値を高め、株主はじめ様々なステークホルダーに対し貢献することであります。そのためには、取締役会の機能強化による経営監督機構を確立し、また監査役会の監査機能強化を図ることによって、財務・経営情報の適切な開示、企業倫理の確立、コンプライアンスの徹底、リスク管理の徹底などを一層推進してまいります。

（ご参考）

【経営理念】
ＵＡＣＪグループは、お客様の満足と信頼を得る製品とサービスの提供に努め、堅実・健全な事業発展を通じて広く社会に貢献します。

【行動指針】
ＵＡＣＪグループは、経営理念を実現させるため、以下の指針に基づいて行動するとともに、その体制を整備します。
1. あらゆるステークホルダーと積極的かつ公正なコミュニケーションをはかるとともに、その信用・信頼を得ることを第一と考えて行動します。
2. 高い倫理感に基づき行動し、法令・規則を遵守するとともに、環境問題や社会貢献活動などに積極的に取り組み、また反社会的勢力・団体との関係遮断も徹底し、企業としての社会的責任を果たします。
3. お客様の満足と信頼を得るため、品質・技術開発力・現場力の向上に不断の努力を払います。
4. 人を育てるとともに、安全で働きやすい環境を整備します。
5. 常にグローバルかつ長期的な視野を持ち、あらゆる環境変化に柔軟に対応し、グローバル化にあたっては、各国の法律・文化・習慣を尊重し、その社会の発展に寄与します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

本欄に記載すべき事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】（政策保有株式）
当社は、取引の維持強化、事業提携、原材料の安定調達等、事業の持続的な成長と円滑な推進を図るために必要と判断した企業の株式を保有しています。
その保有は必要最小限とし、縮減を図っていく基本方針の下、毎年、取締役会において、個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等、定量的、定性的両側面からの検討に基づき総合的に検証していきます。
検証の結果、保有の意義が希薄と判断される、或いは、合理性が認められなくなったと判断される銘柄については順次売却を図ってまいります。
当社は、2018年度において、6銘柄について全部または一部を売却し、2019年3月末時点の政策保有株式の銘柄は、46銘柄になりました。また、2019年度においても一部株式を売却しております。
政策保有株式の議決権の行使については、株主としての権利を行使すべく、原則、全ての議案に対して議決権を行使することとし、議案が当社の保有目的に適合しているか、発行会社の健全な経営、ひいては当社および発行会社の企業価値向上の観点から総合的に勘案し、議案毎に適切に賛否を判断します。
また、必要に応じて、議案の内容について発行会社と対話をしていきます。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）
当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会で決議しております。
また、これらの取引について、会社法及び金融商品取引法その他適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って開示しております。

【原則2-6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社の年金制度は、将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、長期的に運用収益を確保すべく、運用機関から意見を聴取した上で、適切に分散した資産配分による運用を行っています。
当社の年金資産運用においては、運用機関である信託銀行や生命保険会社等から運用状況の情報入手を定期的に行い、その内容を当社の人事部担当役員及び経理部担当役員を含むメンバーで構成される年金委員会にて共有しており、運用状況を適切に管理しています。

【原則3-1】（情報開示の充実）
(1)経営理念や行動指針、中期経営計画等を当社ホームページ等にて開示しております。
経営理念、行動指針　https://www.uacj.co.jp/company/management/policy.htm
中期経営計画　https://www.uacj.co.jp/ir/library/presentation.htm

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページや有価証券報告書等にて開示しております。

https://www.uacj.co.jp/csr/management/governance.htm#ac06

(3)取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を有価証券報告書等にて開示しております。
https://www.uacj.co.jp/csr/management/governance.htm#ac05

(4)当社の取締役候補者および監査役候補者は、当社の選任基準を満たす者を指名・報酬諮問委員会が取締役会へ答申し、取締役会で検討を行い決定します。また、監査役候補者は、監査役会の同意を得ます。
　当社の執行役員は取締役会の決定に基づいて担当事業・分野の責任者としてその役割を果たす者であり、当社の執行役員の選任基準を満たす者を指名・報酬諮問委員会が取締役会へ答申し、取締役会で検討を行い、決議しております。
　指名・報酬諮問委員会は取締役候補者、監査役候補者および執行役員候補者が選任基準に照らして適切でないと判断した場合には、候補者として答申を行わず、取締役会も指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決議します。
　また、指名・報酬諮問委員会は、取締役、監査役および執行役員が解任基準に該当し解任が適当と判断した場合には、取締役会に解任の答申を行い、取締役会も指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決議します。

(5)取締役候補者及び監査役候補者全員の選任理由は、定時株主総会招集通知にて開示しております。社外取締役及び社外監査役の選任理由は、有価証券報告書等においても開示しております。解任および不再任は上記(4)の方針と手続で実施しております。
招集通知　https://www.uacj.co.jp/ir/library/annualmeeting.htm
有価証券報告書　https://www.uacj.co.jp/ir/library/sr.htm

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)
　当社は、執行役員制度を導入しており、これによって経営の意思決定及び監督機関と、業務執行機能を分離し、取締役会の機能を一層強化するとともに、業務執行の一層の迅速化を図っております。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しております。
　決裁基準に基づき、取締役会、経営会議、社長、担当役員等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
　当社は、東京証券取引所が定める基準および当社の独立性に関する基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係を勘案し、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる方を独立社外取締役の候補者として適切に選定しております。

【補充原則4-11-1】(取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方)
　当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、キャリア(職務経験・職位・資格等)や能力などの人事評価をもとに最適な役員人事を決定しております。
　なお、2015年6月開催の定時株主総会にて女性の独立社外取締役1名を選任しております。今後も取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を整備してまいります。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の兼任状況)
　当社では、社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、定時株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて、毎年開示しております。
　社外取締役4名のうち1名が、他の上場会社の社外取締役を兼任し、1名が他の上場会社の社外監査役を兼任しておりますが、他2名の社外取締役および業務執行取締役全員は、他の上場会社の役員は兼任しておりません。
　社外監査役4名のうち1名が、他の上場会社の社外取締役を兼任しておりますが、他3名の社外監査役および常勤監査役は、他の上場会社の役員は兼任しておりません。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性分析・評価の結果概要)
　当社では、取締役会の実効性評価について、取締役会の構成、運営、その他に係る質問票に、各取締役および監査役が回答し、その回答結果をもとに取締役会において協議する方法で、当社取締役会の実効性に関する分析、評価を行いました。
　その結果、当社の取締役会の運営状況は適切であり、経営に対する監督機能を発揮するための体制が構築されていること、取締役会の議論についても、事前の検討会をはじめ取締役会へ至るプロセスを含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換が行われたこと、審議の時間は十分に設けられていることを確認しました。また、社外役員の増員により、当社の取締役会は多様性のある構成となっており、構成員の資質は全体としてバランスがとれていることなどから、ガバナンスが強化されたことを確認しました。
　今後の課題としては、取締役会における経営戦略の議論の一層の充実及び監督機能強化のための付議・報告方法の工夫や、引き続き、ガバナンスに資する報告及び説明資料の充実を図ることの必要性を認識しました。
　これらの評価の結果を踏まえ、グローバル化を加速し持続的成長を実現するため、重要案件に係る議論の充実と取締役会運営の充実に取り組むこととしました。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニング方針)
　当社は取締役・監査役が適切に職務を遂行できるよう、新任時及び在任期間中に以下の研修を実施することを方針としております。
　新任時には、取締役・監査役の役割・責務の理解に加え、社外役員には当社の事業、財務、組織等に関する理解を深める場を提供します。
　また、在任期間中の継続研修として、ガバナンスに関する理解の深化と当社グループの課題に係る議論、及び個々の取締役・監査役の知識・経験・能力に応じた研修の機会を提供します。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
　当社では、コーポレートコミュニケーション部をIR担当部署としており、コーポレートコミュニケーション部担当取締役を選任しております。
　株主や投資家に対しては、決算説明会を四半期に1回開催するとともに、逐次、ワンオンワンミーティング、スモールミーティング、工場見学会、経営概況説明会等を実施しております。
　また、当社の株主構成に鑑み、毎年、米国・欧州・アジアにて投資家訪問を年1回以上実施することを基本方針としております。
　さらに、当社ホームページにおけるIR情報の発信や統合報告書の発行等により、情報開示の充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古河電気工業株式会社	12,036,500	24.95
新日鐵住金株式会社	3,744,609	7.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,837,600	3.80
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY－PB	1,545,000	3.20
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,514,348	3.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,356,400	2.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,119,500	2.32
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)	854,434	1.77
UACJグループ従業員持株会	789,447	1.63
住友商事株式会社	750,000	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

2019年4月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーが2019年3月29日現在で当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　俊夫	学者											
杉山　涼子	他の会社の出身者											
池田　隆洋	他の会社の出身者								△			
作宮　明夫	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　俊夫	○	―――	鈴木俊夫氏は、大学の名誉教授であり、豊富な学識経験を基にした客観的観点から、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役をお願いしております。 当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に掲げられた事項のいずれにも該当しておりません。

杉山　涼子	○	―――	杉山涼子氏は、大学教授としての豊富な学識経験及び企業の取締役として経営に携わられた経験を有しており、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役をお願いしております。 当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に掲げられた事項のいずれにも該当しておりません。
池田　隆洋	○	池田隆洋氏は、当社製品の販売先である三菱ケミカル株式会社に勤務しておりました。なお、当社と三菱ケミカル株式会社との取引額は、当社及び同社の連結売上高の0.2%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。	池田隆洋氏は、大手化学メーカーの取締役を務め、当該企業の経営及び当該企業グループ会社の経営に携わるなど豊富な経験を有しており、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役をお願いしております。 当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。 なお、同氏は、当社製品の販売先である三菱ケミカル株式会社に勤務しておりましたが、当社と三菱ケミカル株式会社との取引額は、当社及び同社の連結売上高の0.2%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。
作宮　明夫	○	―――	作宮明夫氏は、大手電機機器メーカーの取締役副社長を務め、当該企業の経営及び当該企業グループ会社の経営に携わるとともに、当該企業の取締役等に係る人事や報酬に関する各種諮問委員会の委員・副委員長を務めるなどコーポレートガバナンスに係る豊富な経験を有しており、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役をお願いしております。 当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に掲げられた事項のいずれにも該当しておりません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	7	0	2	4	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	7	0	2	4	1	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役、執行役員および監査役の指名、報酬等の決定過程について、客観性・透明性を高め、コーポレートガバナンスの強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会では、取締役および執行役員の指名および報酬に関し、諮問を受け審議し、取締役会へ答申を行っております。

同委員会は、独立社外取締役である鈴木俊夫氏を委員長とし、独立社外取締役である杉山涼子、池田隆洋、作宮明夫の各氏、社内取締役である石原美幸、種岡瑞穂の両氏及び独立社外監査役である浅野明氏の6名を委員とする、計7名で構成しております。

当社の取締役候補者および監査役候補者は、当社の選任基準を満たす者を指名・報酬諮問委員会が取締役会へ答申し、取締役会で検討を行い決定します。また、監査役候補者は、監査役会の同意を得ます。

当社の執行役員は取締役会の決定に基づいて担当事業・分野の責任者としてその役割を果たす者であり、当社の執行役員の選任基準を満たす者を指名・報酬諮問委員会が取締役会へ答申し、取締役会で検討を行い、決議しております。

指名・報酬諮問委員会は取締役候補者、監査役候補者および執行役員候補者が選任基準に照らして適切でないと判断した場合には、候補者として答申を行わず、取締役会も指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決議します。

また、指名・報酬諮問委員会は、取締役、監査役および執行役員が解任基準に該当し解任が適当と判断した場合には、取締役会に解任の答申

を行い、取締役会も指名･報酬諮問委員会の答申を踏まえて決議します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	6 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査と内部監査の連携は、それぞれの年度方針･計画実施に基づく往査計画の実施内容の事前確認並びに往査結果の報告等を随時交換し、意見交換をすることで、情報の共有化を行っております。
また、会計監査人とも、それぞれの監査結果を随時交換し、意見交換をすることで、情報の共有化、指摘事項のフォローを実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浅野　明	他の会社の出身者													
入山　幸	他の会社の出身者										△			
山﨑　博行	公認会計士													
元山　義郎	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

浅野　明	○	―――	浅野明氏は、企業の総務部長等の幹部として当該企業の経営及び当該企業グループ会社の経営に携わってこられ、そこで培われた知識、経験等を活かし、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役をお願いしております。 当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に掲げられた事項のいずれにも該当しておりません。
入山　幸		入山幸氏は、当社製品の販売先である日本製鉄株式会社に勤務しておりました。なお、当社と日本製鉄株式会社との取引額は、当社及び同社の連結売上高の0.1%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。 このほか、同社は当社の第2位の大株主であり、持株比率（自己株式控除後）は7.76%です。	入山幸氏は、大手鉄鋼メーカーの常務取締役を務め、企業経営の豊富な経験を有しており、また企業法務に精通する弁護士として職務を通じて培われた高度な法律の専門的知識を活かし、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役をお願いしております。
山﨑　博行	○	―――	山﨑博行氏は、企業会計に精通している公認会計士として財務・会計に関する豊富な経験を有しており、職務を通じて培われた高度な会計の専門的知識を活かし、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役をお願いしております。 当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に掲げられた事項のいずれにも該当しておりません。
元山　義郎	○	―――	元山義郎氏は、大手自動車メーカーの取締役副社長を務め、企業経営の豊富な経験を有しており、職務を通じて培われた経営に関する広範な視野を活かし、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役をお願いしております。 当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に掲げられた事項のいずれにも該当しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める基準及び当社の独立性に関する基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係を勘案し、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる方を独立社外取締役及び独立社外監査役として適切に選任し、それぞれ独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、固定報酬としての基本報酬、単年度の会社業績の達成度に連動する短期業績連動報酬、並びに中長期的な会社業績の達成度に連動する中長期業績連動報酬としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

「定款または株主総会の決議に基づく報酬」について、支給人員及び支給額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項
　当社の役員報酬制度は、取締役が様々なステークホルダーの期待に応え、堅実・健全な事業発展を通じて広く社会に貢献できるだけの利益を創出し続けることに資するとともに、企業価値向上並びに中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的としております。この観点から制度が正しく機能し、かつ客観性・透明性を高めるため、当社の役員報酬制度の具体的な設計および運用にかかる判断は、取締役会決議により選定された3名以上の委員(半数以上は独立社外取締役または独立社外監査役で構成)による指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において決定しております。

　当社の役員報酬の基本方針は以下のとおり定めております。
a　役員報酬の考え方
・当社の事業戦略上の業績目標(短期及び中長期)を達成する動機づけとなる報酬制度であること
・競争力ある報酬水準により、企業の成長を牽引する優秀な人材を確保し、その貢献意欲を高める報酬水準であること
・報酬制度の決定プロセスは、客観性・透明性の高いものであること
・株主と利害を共有し、株主価値の向上につながる報酬制度であること
b　報酬体系
・当社の取締役に対する役員報酬は、固定報酬としての基本報酬、単年度の会社業績の達成度に連動する短期業績連動報酬、並びに中長期的な会社業績の達成度に連動する中長期業績連動報酬から構成されます。社外取締役の報酬は、その主たる職責が客観性・独立性を有した立場からの監督であることから基本報酬のみとしております。
・基本報酬の水準については、役位ごとに外部専門機関による役員報酬調査データを参考に、当社の事業規模や業種が類似する企業等と比較した上で決定しております。
・短期業績連動報酬の額(標準額:支給率が100%の場合の額を指します。以下同様とします。)は、役位ごとに基本報酬の35%～40%としております。
・中長期業績連動報酬の額(標準額)は、役位ごとに基本報酬の概ね25%程度を単年度相当分とします。
c　業績連動の仕組み
1)　短期業績連動報酬は、①全社業績評価による部分、②部門業績評価による部分、③個人評価による部分で構成しております。単年度の業績に基づいて支給額が変動し、年一回支給しております。
・全社業績評価による部分は、当社の主要な経営指標および現中期計画で重視している連結当期純利益、連結ROIC、連結棚卸評価前経常利益を業績評価指標として用いており、目標に対する達成度が100%の場合の支給率を100%とすることを基準に、達成度に応じて0%～200%の範囲で変動することとしております。
・部門業績評価による部分は、全社業績評価指標に連動する部門経常利益、部門ROIC、部門棚卸評価前経常利益を業績評価指標として用いており、目標に対する達成度が100%の場合の支給率を100%とすることを基準に、達成度に応じて0%～200%の範囲で変動することとしております。
・個人評価による部分は、主に単年度の全社及び部門業績には反映されない重要な取組み等を定性的に評価します。個人評価による部分のウエイトは、短期業績連動報酬全体の10%程度としております。
2)　中長期業績連動報酬は、現物株式を用いたパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)を採用し、中長期の全社業績目標の達成度に応じて株式の交付及び金銭を支給する仕組みとしております。3ヵ年相当分が評価期間(3ヵ年)の業績に基づいて変動し、3年に一回支給することとしております。
・当社の主要な経営指標および現中期計画で重視している連結ROIC、連結Adjusted EBITDAを業績評価指標として、連結ROICは3年間の平均値を、連結Adjusted EBITDAは3年間の累積値を用いており、3ヵ年の評価期間の期初に定めた目標に対する達成度が100%の場合の支給率を100%とすることを基準に、達成度に応じて0%～200%の範囲で変動することとしております。業績評価指標による評価の後、3年間の評価期間における当社TSR(株主利回り)の成長率をTOPIX(東証株価指数)の成長率で除した値を基に評価し、0%～200%の範囲で最終的な支給率を決定します。
・評価期間終了後、確定したユニットの半分は株式で交付し残り半分を金銭で支給することとしております。
d　報酬決定手続き
・当社の役員報酬の方針及びその具体的な内容は、指名・報酬諮問委員会で審議し、委員会の答申を受けて取締役会で決定しております。指名・報酬諮問委員会は、半数以上が独立社外取締役及び独立社外監査役で構成されるとともに、必要に応じて外部の専門家からの助言も得るなどして、委員に対し十分な情報を提供しております。
・指名・報酬諮問委員会は取締役の報酬における短期業績連動報酬について、期初に①全社業績評価による部分と②部門業績評価による部分について目標を確認し、期間終了後に目標に対する達成率とそれにともなう支給額を確認します。③個人評価による部分についても期間終了後に妥当性の確認を行っております。取締役の報酬における中長期業績連動報酬についても、指名・報酬諮問委員会が対象期間の期初に目標を確認し、対象期間終了後に目標に対する達成度とそれを踏まえた報酬について確認を行います。
・指名・報酬諮問委員会の確認の後に、取締役の報酬等の額の決定については、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、取締役会の決議に

より社長に一任しています。
・監査役の報酬等の額については、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会資料の事前配布を実施しております。必要に応じて、重要案件に係る事前説明の機会を設け、支援しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
山内　重徳	相談役	経営陣の求めに応じ、意見を述べる。また、一部社外団体の役職を務めている。 〔主な公職〕 一般社団法人 軽金属溶接協会　会長	非常勤、報酬有	2018/6/21	1年更新
岡田　満	相談役	経営陣の求めに応じ、意見を述べる。	非常勤、報酬有	2018/6/21	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2 名

その他の事項

―――

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は執行役員制度を導入しており、これによって経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能を分離し、取締役会の機能を一層強化するとともに、業務執行の一層の迅速化を図っております。
当社の取締役会は、取締役12名（うち社外取締役4名）と監査役6名（うち社外監査役4名）の出席のもとに毎月開催し、法令・定款及び社内規程に基づき、重要事項についての審議、業務執行状況の報告を行っております。
また、経営上の重要事項に関する審議・検討を行うとともに、業務執行責任者間の一層の意思疎通を図り、統制のとれた業務執行がなされるようにするため、取締役8名、常勤監査役2名及び執行役員19名で、経営会議を毎月定期的に開催しております。
取締役の任期は1年とし、責任の明確化を図っております。社外取締役は4名であり、うち1名は大学名誉教授としての豊富な学識経験を基にした客観的観点、1名は大学教授としての豊富な学識経験及び企業の取締役として経営に携わられた経験、2名は企業の取締役として経営に携われた豊富な経験を有しており、取締役会の意思決定の適正性を確保する役割を担っております。また、当社の取締役は、12名以内とする旨、定款に定めております。
内部監査体制は、監査部（専任12名、兼任3名）を設置し、内部監査規程に基づき、年度監査方針・計画を作成し、当社及び当社グループ各社の経営諸活動が合法的・合理的に行われているか、当社の経営目的に従い適正に遂行されているかを客観的に審査・評価し、その結果を社長に報告し、改善策を助言・提言しております。
監査役監査体制は、当社は監査役会制度を採用しており、社外監査役4名を含む監査役6名で独立性を確保した監査役会を設置し、うち3名は財務及び会計に関する知見を有し、取締役の職務執行を監査しております。
具体的には、毎年、監査役会において、監査役監査基準、監査役会規則に基づき、年度監査方針・計画を作成し、主に内部統制システムの整備・運用状況、リスクの未然防止、経営課題への取組状況等、取締役の職務執行が適切に果たされているかを監査しております。また、監査役会機能を充実させるため事務局として監査役の職務を補助すべき使用人2名を配置しております。
会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人に所属する手塚正彦氏、岩下万樹氏及び池田太洋氏が会計監査業務を執行しており、継続監査年数はそれぞれ4年、7年及び5年で、年度方針・計画に基づき実施しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、会計士試験合格者等6名、その他11名であり、計画作成時に分担を決め実施しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用しており、社外監査役4名を含む監査役6名からなる監査役会を設置し、うち3名は財務及び会計に関する知見を有し、監査役監査基準に準拠して監査方針、監査計画等に従い、取締役会はじめ社内の重要会議に出席するなどコーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立した機関として、取締役の職務執行を監査できる体制としております。また、監査役会は毎月開催し、常勤監査役から定例監査報告を行うことで情報の共有化を図り、社外監査役との意見交換を十分に行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より5日前（株主総会開催日の19日前）に発送するとともに、発送日同日に、東京証券取引所のウェブサイト及び当社ホームページに開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年の定時株主総会を、同年6月20日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）のウェブサイトにおける議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪの運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2017年6月開催の定時株主総会より、招集通知の「株主総会参考書類」を英訳して、東京証券取引所のウェブサイト及び当社ホームページで開示しております。
その他	当社のウェブサイトにおいて、招集通知等を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のウェブサイトにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人株主様を対象とした経営概況説明会及び工場見学会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を四半期に1回開催するとともに、逐次、ワンオンワンミーティング、スモールミーティング等を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社の株主構成に鑑み、毎年、米国・欧州・アジアにて投資家訪問を年1回以上実施することを基本方針としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のウェブサイトにおいて、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、決算説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレートコミュニケーション部を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念及び行動指針の中で規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ＣＳＲ関連情報を作成し、当社のウェブサイトにおいて掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーの中で情報開示に関する基本方針等を定めており、当社のウェブ サイトにおいて掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システムを整備しております。
(1)当社及び当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社及び当社グループは、経営理念と行動指針に基づき行動し、法令、定款を遵守し徳のある企業を目指す。
・ＣＳＲ委員会を中心として、講習会の実施、マニュアルの配布などの教育を実施し、また法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
・内部通報制度を活用し、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図る。
・監査部は、内部監査部門として各事業部門の職務執行状況をモニタリングし、内部統制システムが有効に機能しているかどうかについて監査し、取締役会へ報告する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役会議事録、稟議書等、その職務に関する情報を規程に基づき作成、保存する。
・取締役及び監査役が必要とするときはいつでも閲覧できるものとする。

(3)当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社及び当社グループは、環境、安全・衛生、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等全社共通のリスクについては規程に基づき適切に対応する。また、各事業部門固有のリスクは各事業部門が管理し、ＣＳＲ委員会にて横断的にリスク管理を推進する。

(4)当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社及び当社グループは、規程に基づき各業務分掌を定める等により、効率的な職務の執行を行う。
・中期経営計画、単年度予算を作成し、各事業部門ごとに具体的な目標値を設定し管理する。

(5)当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社グループは、内部統制システムを構築し整備する。
・監査部において、業務監査を実施する。その監査結果は監査役並びに代表取締役に報告し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底を図る。また、関係会社における経営上の重要な事項については、社内規程に基づき当社との協議を義務付ける他、必要に応じ関係会社の管理に係る規程を見直し、企業集団における業務の適正を確保する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人を設け、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・前号の使用人は、取締役の指揮、監督を受けない使用人とし、その人事については監査役会の事前の同意を必要とする。

(8)当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、遅滞無く当社の監査役に報告する。
・取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規則その他の規程に基づき、監査役の出席する取締役会その他の会議において、報告もしくは決議する。
・当社の監査役へ報告を行った当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役会は監査役の取締役会及び経営会議等重要な会議への出席を確保する。
・監査役と代表取締役は、定期的に意見交換会を開催する。
・その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役、執行役員及び担当部門責任者は誠実に対応する。
・会社法第388条に基づく費用は、規程に基づき処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
・当社及び当社グループは、経営理念と行動指針を制定し、行動指針の第2条に「反社会的勢力・団体との関係遮断も徹底し」と明確にし、従業員へ周知しております。

(2)反社会的勢力排除に向けた状況
・総務部及び各所の総務担当部署を反社会的勢力への対応窓口としております。また、その窓口に対しては、不当な要求に屈することのないよう、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するための対応マニュアルを整備し、周知しております。
・総務部がセンターとなり、反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、外部専門機関、警察、顧問弁護士との緊密な連絡関係を構築しております。
・毎年、全従業員を対象に反社会的勢力排除を含めたコンプライアンス研修を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

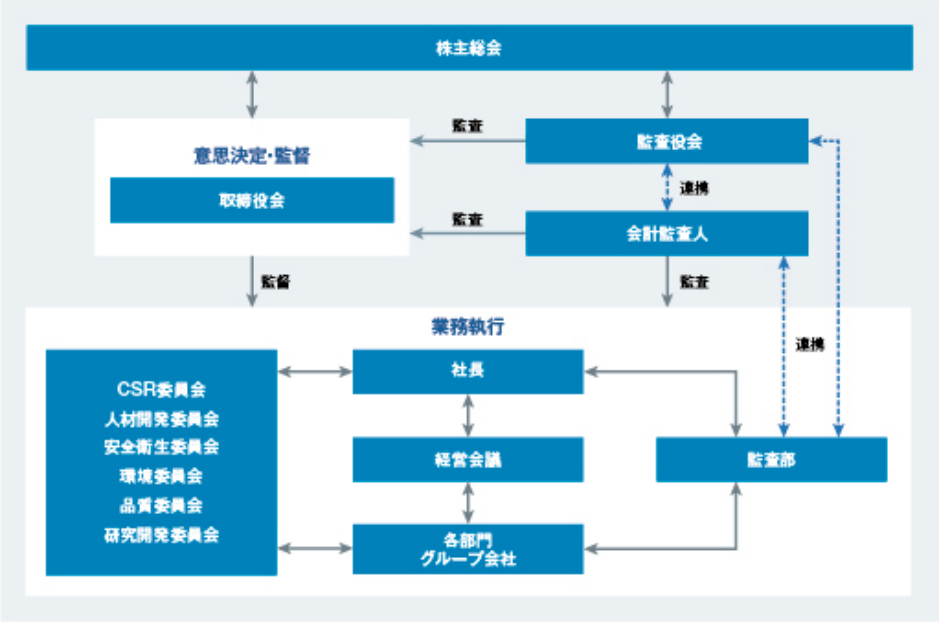
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

(1)その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項
　コンプライアンスの徹底及びリスク管理の充実が、コーポレート･ガバナンスの重要課題であると認識しており、ＣＳＲ委員会がＵＡＣＪグループ全体を所管しております。

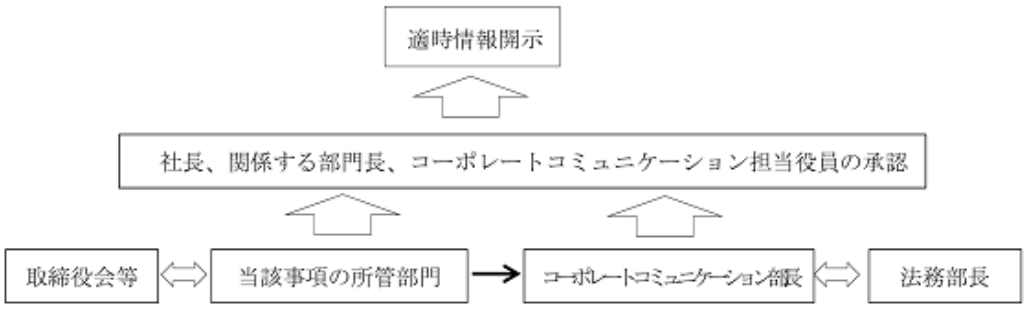
(2)適時開示体制の概要
　当社は投資家に対し、当社及び子会社の会社情報の適時適切な開示を行うため、次のとおり会社情報を適時開示しております。
･開示責任者はコーポレートコミュニケーション担当役員とし、事務担当者はコーポレートコミュニケーション部長とします。
･金融商品取引所の定める適時開示に関する諸規則等に基づき、開示を要する事項に該当する可能性のある情報については、当該事項を所管する部門の長が、直ちにコーポレートコミュニケーション部長にその内容を報告します。また、子会社の情報については、当該子会社の代表者が、直ちに当社の当該子会社を所管する部門の長にその内容を報告し、当該部門の長は、直ちにコーポレートコミュニケーション部長にこれを報告します。
･上記の報告を受けたコーポレートコミュニケーション部長は、必要に応じ法務部長と協議の上、当該情報について適時開示に関する諸規則等に照らして開示の要否を判断し、開示を要すると認めたときは、関係する部門の長および社長の承認を得て、適時開示に関する諸規則等に従い、これを開示します。
　上記の適時開示の流れは、「模式図（適時開示体制の概要）」のとおりです。



模式図（適時開示体制の概要）

当社及び子会社の会社情報の適時開示の流れ

＜当社情報の流れ＞



＜子会社情報の流れ＞

